

固定金利選択型住宅ローン商品概要

商品概要	<p>① 借入当初から特約期間の金利を固定とするという「特約」を付けた商品です。</p> <p>② 特約期間終了後は、変動金利に移行するか、または再度その時点の固定金利特約を付けるか選択することができます。</p> <p>③ 特約期間終了後の残存期間が特約期間に満たない場合は、自動的に変動金利に移行します。</p>
ご利用いただける方	<p>下記の方で 20 歳以上の組合員（出資金 5,000 円以上 10,000 円以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県職員 ・ 福井県警察職員 ・ 福井県立高校教職員 ・ 福井県立特別支援学校教職員 ・ 福井県内市町立小中学校教職員 ・ 福井県行政と関係の深い非営利法人職員
お借入金額	10 万円以上 5,000 万円以内（1 万円単位）
お借入期間	最長 35 年（分割実行期間を含む。）
資金使途	住宅建築、中古住宅、マンション購入、リフォーム、土地購入に伴う資金 当組合が住宅ローンと認めた資金の融資
金利	当組合所定の金利
金利の決定 および新金利 適用月	<p>① 金利は、年 2 回（4 月および 10 月）見直しを行ったうえで決定します。</p> <p>② 新金利は、金利見直しにより決定した月の翌月、5 月または 11 月の新規実行分から適用します。</p>
返済方法	給与控除による元利均等返済、元金均等返済（ボーナス併用可）
給与振込指定者に対する 給振優遇金利	<p>① 給振優遇金利の適用はありません。</p> <p>② 特約期間終了後、変動金利を選択した場合は、給振優遇金利の適用を受けることができます。</p>
特約期間終了の通知	<p>① 特約期間終了の 3 ヶ月前までに「固定金利選択型終了のお知らせ」を通知いたします。連絡のないお客様に対しては、1 ヶ月前までに個別に対応いたします。</p> <p>② 特約期間終了後、再度その時点の固定金利を選択する場合は、「金利選択型住宅ローンに関する特約書」および「説明事項等確認及び同意書」（以下、同意書）の提出を求めることとし、変動金利へ移行する場合は同意書のみ提出を求めます。</p> <p>③ 固定金利を選択しない場合は、自動的に変動金利に移行します。</p>
特約期間終了後の金利	特約期間終了後は、その時点の組合所定の金利となり、特約期間終了後の翌日より変更します。
特約期間終了後の金利変更による返済額の変更	<p>① 特約期間終了後の金利見直し日の都度、残存期間を変えずに再計算します。</p> <p>② 元利金返済額は、金利見直し日の翌月以降最初の約定返済日から変更します。</p> <p>③ 元金均等返済の場合、元金返済額は「金銭消費貸借証書」または「返済条件の変更届出書」に定めた返済額とします。</p>
契約の変更	特約期間終了後、変動金利に移行した後の固定金利への変更は認めません。
繰上げ返済	内入れ返済したとき、期限を変えずに月賦金のみを変更する場合は、「返済条件の変更届出書」を差し入れることとします。

店頭に住宅ローン商品説明書をご用意しています。詳しくは窓口までお問い合わせください。